

「警戒レベル」と「とるべき行動」を知ろう

※避難情報の名称が変更になりました。(令和3年度～)

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	警戒レベル相当情報
5	命を守る最善の行動をとる	緊急安全確保※1 <small>きんきゆうあんぜんかくほ</small>	警戒レベル5相当情報 大雨特別警報 等
～<警戒レベル4までに必ず避難>～			
4	全員避難 (安全な場所へ避難)	避難指示※2 <small>ひなんしじ</small>	警戒レベル4相当情報 土砂災害警戒情報 等
3	高齢者等は避難 (避難に時間を要する人は避難)	高齢者等避難※3 <small>こうれいしゃとうひなん</small>	警戒レベル3相当情報 大雨警報、洪水警報 等
2	避難行動の確認 (防災マップ等により確認)	洪水注意報、 大雨注意報等	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
1	心構えを高める (気象情報など最新情報に注意)	早期注意情報 (警報級の可能性)	

市町が発令

気象庁が発表

(気象庁、県等が発表)

- ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
- ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。
- ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。